

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第1172号

令和8年度

吉野公民館開所日のお知らせ

原則として、毎月最終日に開所します。ただし、最終日が土・日・祝日にあたる場合はその前日、12月・3月は別途指定日となります。
なお、日程が変更になる場合は、事前にお知らせします。

【開所日】

令和8年	4月30日(木)
	5月29日(金)
	6月30日(火)
	7月31日(金)
	8月28日(金)
	9月30日(水)
	10月30日(金)
	11月30日(月)
令和9年	1月29日(金)
	2月26日(金)
	3月24日(水)

【開所時間】

午前9時～午後1時

(昼休み時間も業務を行います)

【問い合わせ先】 総務課 電話 76-22223

令和8年度 身体障害者等にかかる

軽自動車税の減免申請について

～身障者の軽自動車税が減免になります～

障がい者(本人が所有し、自らが運転する軽自動車、又は障がい者(本人が所有し、専ら障がい者のために同居の親族等が運転する軽自動車)について、税の減免が受けられます。

また、18歳未満・知的障がい児(者)・精神障がい者については、軽自動車の所有者が障がい者(本人でなくても、運転者が同一世帯員又は生計を一にする方の場合は、減免の対象となります)。

※軽自動車の所有権が留保されている場合は、使用者が障がい者(本人である)ことが条件となりますのでご注意ください。

軽自動車税の減免申請をされる方は、4月6日

(月)から4月23日(木)まで

①車検証 ②運転免許証 ③障害者手帳

④マイナンバーカード

を住民生活課税務班に持参し、手続きをしてください。納税通知書受領前でも申請が可能です。

納税義務者(納税通知書記載されている方)のマイナンバーが必要となります。なお、障害区分や級によって該当しない場合があります。おまのり、事前にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

住民生活課税務班 軽自動車税担当

電話 76-21115

自治体情報システム標準化に伴い、

各納税通知書等の様式が変更されます

国は全国の自治体の主な業務で取扱うシステムの標準化・共通化を進めており、本町でもシステム更新に伴い、一部証明書等の様式が変更となっている。令和8年度当初にお送りする納税通知書や保険料決定通知書等の様式も変更となります。様式が変更となる主な帳票は左記のとおりです。

帳票の名称	担当課
住民票の写し	住民生活課 住民班
印鑑登録証明書	
介護保険料通知書等	
後期高齢者医療保険料通知書等	住民生活課 税務班
町民税・県民税・森林環境税通知書等	
固定資産税通知書等	
軽自動車税通知書等	
国民健康保険税通知書等	
各種税証明書	

※記載のない帳票においても、レイアウトや記載内容に変更がある場合があります。

【問い合わせ先】 住民生活課 電話 76-21115

65歳以上の方などを対象に

带状疱疹ワクチンの定期接種を

実施します

带状疱疹は、水痘带状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経に沿って痛みを伴う水疱（水ぶくれ）が現れる皮膚の病気です。皮膚症状が治った後にも痛みが残ることがあり日常生活に支障をきたすこともあります。対象者、接種費用等は、左記及び下記のとおりです。

【対象者】

本山町に住民登録があり、①又は②に該当する方

①年度内65歳を迎える方

②60歳から64歳までの方で、下記免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

※令和7年度から5年間の経過措置として、その年度に70、75、80、85、90、95、100歳になる方も対象となります。

※これまで1回の予防接種がお済みの方及び既に接種済みの回数については、助成の対象外となります。ご了承ください。



【ワクチンの種類と接種費用】

種類	生ワクチン	組換えワクチン
方法	皮下に接種	筋肉内に接種
回数	1回	2回（2か月以上の間隔をあける）
接種条件	病気や治療によって免疫の低下している方は接種不可	免疫の状態に関わらず接種可能
接種費用（自己負担金）	3,000円	7,000円/回
生活保護を受給されている方は、自己負担金が免除になりますので、役場健康福祉課または本山町福祉センターで免除申請をしてください。接種後の免除申請は受付できませんので、接種前に必ず手続きを行ってください。		

【接種可能期間】

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※組換えワクチンを希望の方は、右記期間までに2回分の接種を終了する必要がありますので、1回目の接種を遅くとも令和9年1月31日までに済ませるように留意ください。

【接種方法】

・年度内65歳を迎える方には、予約票を個別に郵送します。それ以外の方で定期接種を希望する場合は、健康福祉課までお問い合わせください。

・希望の医療機関に事前に接種日時等をご確認の上、予約票及びマイナ保険証等の健康保険資格を確認し、予約の持ち参り、接種を申し出てください。（医療機関による、予約制の場合があります。）

【任意予防接種費用の助成について】

・50歳から64歳の方で、任意で带状疱疹ワクチンを接種した場合の接種費用を助成します。
 ・これによる生ワクチン3,000円、組換えワクチン7,000円/回の自己負担で接種できます。

・嶺北中央病院で接種を希望する方

事前にご身分証明書・印鑑をご持参のうえ、健康福祉課窓口で申請し、接種券の交付を受けること、病院窓口で支払う金額が助成されます。

・その他の医療機関で接種を希望する方

医療機関で予防接種を受けた後、領収書・接種した内容が分かる書類・印鑑・振込を希望する口座の通帳を持参のうえ、健康福祉課窓口で償還による助成申請を行ってください。

【問い合わせ先】健康福祉課 電話 70-10600

令和8年度「赤い羽根共同募金」

助成募集について

赤い羽根共同募金本山町共同募金委員会では、地元で社会福祉に關連する事業に取り組まれ、活動を実施している団体等に助成をおこないます。

今回の募集は、令和8年度に集まった募金が活用されるため、助成は令和9年度となります。令和9年度に助成を希望される団体等からの申請を受け付けます。

【申請できる団体等】

- ・民間の社会福祉事業、更生保護事業その他社会福祉を目的とする事業を経営する者
- ・社会福祉事業団体及び社会福祉施設の入所者や利用者への処置処遇、又は文化厚生事業を行う団体
- ・先駆的、開拓的な福祉活動を行う民間非営利団体（NPO）、ボランティア団体
- ・その他社会福祉のため、必要と認められる事業を行う団体

【対象とならないもの】

- ・政治、宗教、労働組合等のためにその手段として行うもの
- ・助成金以外の収入が期待でき、これによって事業が実施できるもの
- ・営利目的に行うもの
- ・国・地方公共団体が設置し、もしくは経営し、又はその責任に属するものを含むもの

【具体的な事業例】

- ・地域ボランティア活動事業（施設の訪問・公共施設の花壇の手入れ等の協力）

実施団体…ボランティア○○会

【申し込み期限】4月24日（金）

【問い合わせ先】

高知県共同募金会本山町共同募金委員会 事務局
電話 76-23312
(本山町社会福祉協議会内)

福祉タクシー・バス料金

助成事業について

令和8年度福祉タクシー・バス料金助成事業の申請を受け付けます。事業の内容は次のとおりです。

『福祉タクシー』

病院又は医院及び診療所に通院する場合、路線バスを利用する事が困難なため、タクシーを利用する場合、その料金の一部を助成します。

【対象者】町内に住所を有する75歳以上の者

【利用区域】町内および大豊町内、土佐町内

【助成金額】タクシー料金の基本料金を除く額

【助成券】一般 年間（上限） 24枚

障害者（身体障害者手帳 1級、2級）年間（上限） 36枚

【申請方法】料金助成事業申請書を健康福祉課に提出（印鑑が必要です）

『福祉バス』

病院又は医院及び診療所に通院する場合、その料金を助成します。

【対象者】町内に住所を有する70歳以上の者

【利用区域】町内および大豊町内、土佐町内

【助成金額】バス料金

【助成券】年間（上限） 60枚

【申請方法】料金助成事業申請書を健康福祉課に提出（印鑑が必要です）

【問い合わせ先】健康福祉課 電話 70-10600

不妊治療費助成について

不妊治療（人工授精・体外授精・顕微授精）を受けたご夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、治療に要する費用の一部を助成します。

令和7年度に治療を受けた方は、3月31日（火）が申請期限です。（必着）

【助成対象】

治療期間の初日が令和4年4月1日以降で、令和7年4月1日～令和8年3月31日までの間に終了した治療費

詳しくは、健康福祉課ホームページをご覧ください。か、お問い合わせください。

【問い合わせ先】健康福祉課 電話 70-10600

有料道路障害者割引制度を

利用される方へ

4月8日より大豊ICがETC専用レーンになります。これにより、現在現金での割引を受けている方は、大豊ICでは利用できなくなります。

引き続き割引制度を利用されたい方は、変更手続きを必要としますので、お車に車載器を取り付けて、車載器の番号が分かるものとETCカードをお持ちのうえ、健康福祉課へ申請してください。

【問い合わせ先】健康福祉課 電話 70-10600



